令和　７年（ヌ）第　　１４５号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１３日
東京地方裁判所立川支部民事第４部
裁判所書記官　小　林　裕　子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　２日　午前　９時００分から 令和　８年１２月　９日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１５日　午前１０時００分 東京地方裁判所立川支部売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　６日　午前１１時００分 東京地方裁判所立川支部民事第４部
特別売却実施期間	令和　８年１２月１６日　午前１０時００分から 令和　８年１２月１８日　午後　５時００分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 （２）銀行または損害保険会社の支払保証委託契約締結証明書	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月１３日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和７年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	5, 710, 000 4, 568, 000	一括	1, 142, 000	43, 328	13, 094
1	1, 650, 000				
2	4, 060, 000				
備考					

令和　7年（ヌ）第　　１４５号

物　件　目　録

１　所　　在　　八王子市打越町

　　地　　番　　６０８番１８

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１３６．８５平方メートル

２　所　　在　　八王子市打越町６０８番地１８

　　家屋　番号　　６０８番１８

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造スレート葺２階建

　　床　面　積　　１階　５０．４０平方メートル
　　２階　４３．７９平方メートル

令和　7年（ヌ）第　　145号

物　件　明　細　書

令和　8年　5月19日
東京地方裁判所立川支部民事第4部
裁判所書記官　蘆　澤　里英子

1　不動産の表示
【物件番号1，2】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1，2】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《注　　意　　書》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか，ＢＩＴシステムの「お知らせ」メニュー内の各裁判所にある「競売ファイル・競売手続説明書」にも登載されています。

令和　7年（ヌ）第　　１４５号

物　件　目　録

１　所　　在　　八王子市打越町

　　地　　番　　６０８番１８

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１３６．８５平方メートル

２　所　　在　　八王子市打越町６０８番地１８

　　家屋　番号　　６０８番１８

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造スレート葺２階建

　　床　面　積　　１階　５０．４０平方メートル
　　２階　４３．７９平方メートル

令和　７年(ヌ)第　１４５号
令和　８年　３月１１日受理
令和　８年　４月１７日提出
(評価人　　原　　寛　人)

現況調査報告書

東京地方裁判所立川支部
執行官　中　田　健　一

(注) チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

令和　7年（ヌ）第　　１４５号

物　件　目　録

１　所　　在　　八王子市打越町

　　地　　番　　６０８番１８

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１３６．８５平方メートル

２　所　　在　　八王子市打越町６０８番地１８

　　家屋　番号　　６０８番１８

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造スレート葺２階建

　　床　面　積　　１階　５０．４０平方メートル
　　２階　４３．７９平方メートル

（土地・建物用）

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	東京都八王子市打越町６０８番地１８　（住居表示未実施）
土地	物件１
現況地目	■宅地（物件１　）　□公衆用道路（物件　　）　□　　（物件　　）
形状	□公図のとおり　　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　　■土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し，占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	
建物	物件２
種類，構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者 上記の者が本建物を居宅(空き家)として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある　地方裁判所　　支部　令和　年(　)第　　号 保管開始日　令和　　年　　月　　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　　■土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

1　本件各物件の状況は，土地建物位置関係図，建物間取図及び添付写真のとおりである。
2　表札の表示は所有者の姓である。
3　ライフライン調査の結果，電気と水道は停止している。水道の供給停止日は令和３年６月９日で，前契約者はＢ(戸籍事項証明書では所有者の兄)である。
4　目的物件については前件があり，当職が令和６年１０月２２日に立入調査している。この際に，当職が２階東側和室で腐乱した遺体を発見し，１１０番通報している。この時に，警察官に対して発見状況等を説明しているが，その後も供述調書を作成していないことから，事件性はないものと思われる。
5　戸籍事項証明書の記載から，亡くなったのはＢであると思われる。なお，前件調査時にも所有者Ａの住所は本物件以外であった。
6　当職が本件調査を終えて建物の外に出ると，近隣者が寄ってきて前件調査日に多数の警察官が臨場した状況や前件調査日から間もなくＡが２度ほど本件建物を訪れたこと，その後はＡが長期間訪れていないことを説明してくれた。前記陳述からも，所有者以外の占有は認められない。
7　添付写真のとおり，２階東側和室はペットボトル等で床の状況が確認できない。また，雨漏りがあると思われ，天井が剥離している。２階中央洋室の天井にも雨染みと思われる跡が見られる。なお，ペットボトル等は前件では２階東側和室ではなく２階廊下を埋め尽くしていた。
8　前件では電気は通電していたが，本件調査時には停止している。
9　所有者に照会書を送付したが，回答を得られなかった。
10　本件建物の占有状況については，上記資料及び現場の状況から，前記のとおり認定した。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 3月11日 ：　－　：	当　庁	ライフライン調査照会書郵送
8年 3月13日 15：53－16：00	物件所在地	物件確認，外観写真撮影，物件調査，占有調査
8年 3月13日 ：　－　：	当　庁	照会書送付(所有者)
8年 3月26日 9：38－10：03	物件所在地	物件調査，占有調査，写真撮影，図面作成，評価人同行
年　月　日 ：　－　：		
年　月　日 ：　－　：		
年　月　日 ：　－　：		

（特記事項）

□　令和　　年　　月　　日
　目的物件が施錠されている場合に備えて，立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

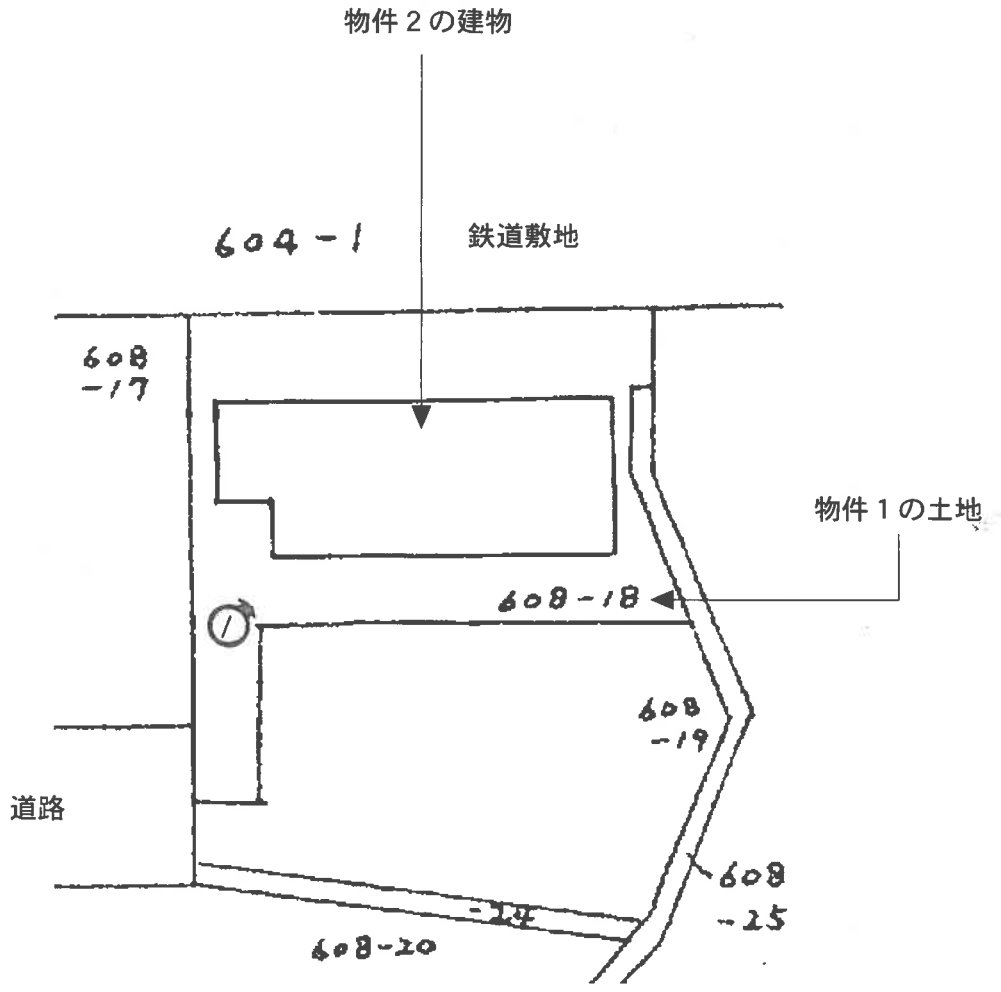
■　令和　８年　３月２６日
　目的物件は不在で施錠されていたので，立会人Ｃを立ち会わせ，技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□　令和　　年　　月　　日
　休日・夜間執行許可の提示をした。

□

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（土地建物位置関係図）

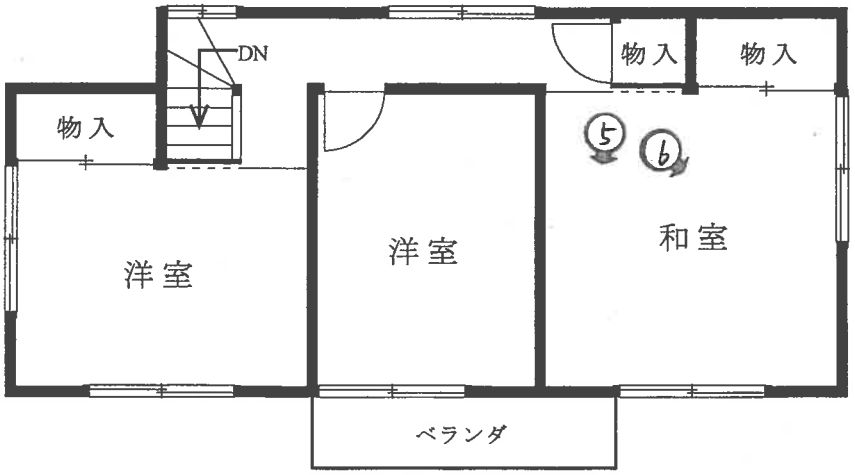


◂○ 写真撮影位置と方向

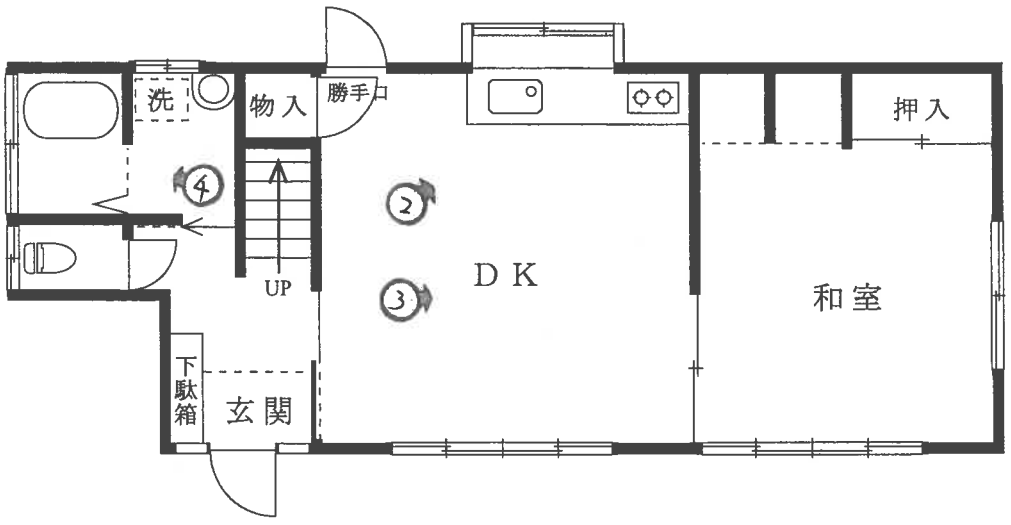
（ 5 枚目）

建物間取図

令和７年（ヌ）第１４５号



２階



１階

◀◯: 写真撮影位置と方向

（ 6 枚目）



NO. 1



NO. 2



NO. 3



NO. 4



NO. 5

ビニールシートの辺りにベッドがあり，その上に遺体が存在した。



NO. 6

令 和 7 年 （ ヌ ） 第 145 号
令 和 8 年 3 月 26 日現地調査
令 和 8 年 5 月 4 日評　　価

東京地方裁判所立川支部
民事第4部　不動産執行係　　御 中

評　　価　　書

評価人　原　寛人

第1 評価額

一 括 価 格	
金 5,710,000円	
内 訳 価 格	
物 件 1 (土地)	金 1,650,000円
物 件 2 (建物)	金 4,060,000円

1　一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法第61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。

2　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

3　物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。

2　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

3　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

4　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番　号	所在等	登記	現　　況
1	次頁物件目録記載のとおり		同　左
2	次頁物件目録記載のとおり		同　左
番　号	特記事項		
	特になし		

令和　7年（ヌ）第　　１４５号

物　件　目　録

１　所　　在　　八王子市打越町

　　地　　番　　６０８番１８

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１３６．８５平方メートル

２　所　　在　　八王子市打越町６０８番地１８

　　家屋　番号　　６０８番１８

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造スレート葺２階建

　　床　面　積　　１階　５０．４０平方メートル
　　２階　４３．７９平方メートル

第4 目的物件の位置・環境等

1　土地の概況及び利用状況等　(物件1)

位置・交通	京王線「北野」駅の南東方約400m(道路距離・徒歩約5分)に位置する。(附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	近隣は、北野街道の北側背後に、一般住宅のほかアパート等が見られる高架式京王線沿いの住宅地域である。 現在のところ地域に変動をもたらす要因は特に見当たらないため、当分の間は現状を維持して推移するものと予測される。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 日影規制 高度規制 その他規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 40% 80% 指定無し(建築基準法第22条区域) 有り(3-2h 1.5m) 第1種高度地区　建物絶対高さ10m以内 東京都建築安全条例、八王子市景観計画区域
画地の状況	規模 形状 間口・奥行 地勢	136.85㎡(登記簿面積、法務局備付地積測量図あり) 不整形(旗竿地) (接道)間口約2.4m　奥行約14.4m(南西→北東) 【幅約2m　長さ約5.4mの路地状部分と約9m×約14m～約14.9m(ほぼ台形)の有効宅地部分から構成される。】 建物敷地部分は概ね平坦であるが、北東側の隣地沿いに高さ約2.6mの間地ブロック擁壁が築造されている。そして、その擁壁部分の上に、約2m張り出した鉄骨組の人工地盤が築造されており、通路部分等として利用されている。 また、南東側隣地より間知ブロック擁壁を介して約1m低く接するが、その擁壁の一部が孕み出していた。
接面道路の状況等	＊物件1土地は、北西側で行止りの幅員約5m舗装私道(建築基準法第42条第1項第2号道路　該当)にほぼ等高に接面している画地。	
土地の利用状況等	＊物件1土地は、物件2建物の敷地として利用されている。 ＊物件1土地の北東側隣地は、高架式の京王線線路敷きであり、電車騒音・振動の影響を受けるものと思われる。また、物件1土地の北西方約50m付近に一級河川(湯殿川)が流れている。 ＊庭木が手を入れられておらず繁茂しており、隣地に大きく越境していた。 ＊建物の配置は、附属資料建物図面・各階平面図のとおり。	

供給処理施設 (基本的には敷地内への引き込みの有無を基準としている)	上　水　道　有　り 都市ガス配管　無　し 公共下水道　有　り
土地の履歴等	＊①本件土地は、過去の住宅地図等による調査より、昭和54年版からは「畑」として利用され、その後開発行為により宅地造成された土地に本建物が建築されたものと推定される。 ②本件土地について、調査時点に、土壌汚染対策法の要措置区域等の指定は無く、また水質汚濁防止法に基づく特定施設（有害物質特定施設含む）の届出は無い。
特記事項	＊旗竿地での再建築において、建築基準法及び東京都建築安全条例上、「接道間口が2m以上」かつ「路地状部分の幅が2m以上」を要件とする。 ①物件1土地の路地状部分については、その最小幅は地積測量図上の寸法は2.0mであるが、昭和54年作成時の地積測量図であり測量精度の課題が残る。②現況は、路地状部分の境界線上にブロック塀があり、中心線間で約2mあるが、境界標を見つけられずブロック塀のうち境界線の位置をハッキリ確認できなかった。③路地状部分等の境界線付近に、高さ約1.3mのブロック塀が存するが控え壁が設けられていない等、現行の建築基準法上の規制面から、塀の改修等を要する。 以上から、上記の接道要件が満たされているものとして評価を進めるが、再築の際には、路地状部分の幅が接道要件の最低値2mであり、路地状部分の隣地地権者との境界協議を要する等のリスクを考慮して土地の個別的格差及び市場性修正の減価項目として考慮するものとする。 ＊物件1土地は、開発行為により宅地開発された宅地であり、物件1土地のうち北東側に築造された擁壁を含めて、開発許可(工事完了公告年月日:昭和54年1月26日)受けている。 ①ただし、工事時期は不明であるが、擁壁の上部に人工地盤が築造されていることにより、有効宅地部分を広く確保しているものの、人工地盤による荷重加算により、擁壁に構造安全面の不安定性及び遵法性に問題が有ると思われる。(八王子市役所建築指導課にて確認) ②当該擁壁は、水抜きは見られるが、一部コンクリート補修された部分に亀裂等も見られた。 以上から、建築基準法及び東京都建築安全条例第6条等の規制を受けて、安全性確保のために当該擁壁の再築・補修費用負担の発生及び再建築の際には、擁壁に対しての相当な費用の発生や建物の配置・規模・構造の制限等を要する可能性があるリスクを十分に留意しなければならない。 ＊接面する私道(地番:608番23、所有者:株式会社丸高)の共有持分等が無く、将来において通行・掘削承諾に関する問題が生じる可能性があることに注意を要する。

2　建物の概況及び利用状況等（物件2）

区　　分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建築年月日（登記記載） 経過年数 経済的残存耐用年数	昭和54年9月8日　新築 約47年 経済的耐用年数をほぼ満了していると判断した。
仕　　様	構　　造 屋　　根 外　　壁 天　　井 内　　壁 床 設　　備 そ の 他	木造　2階建 スレート葺 モルタル吹付等 ビニールクロス、板貼り等 ビニールクロス、塗壁等 フローリング、畳、カーペット等 トイレ、浴室・洗面室、キッチン等 ベランダ有り
床面積（現況）	1階　50.40 ㎡ 2階　43.79 ㎡ 延床面積　94.19 ㎡	
現況用途等	種　　類 間　取　り	居宅 4DK（洋室×2＋和室×2）
品　　等	普　通	
保守管理の状態	劣　る	
建物の利用状況	＊本建物は、所有者が居宅(空家)として占有している。したがって、本建物に利用権減価が無いものとして評価を進める。 なお、本建物内で、所有者の兄が、令和6年9月に孤立死した経緯がある。(詳細は、現況調査報告書3枚目参照)	
特記事項	＊本建物は、新築時の建築確認の検査済証が未交付である。	

特　記　事　項	＊本建物は、昭和56年建築基準法の改正前の旧耐震基準に適合する建物と判断される。 ＊本建物の建築年月日、構造、使用部材等から、吹付けアスベストが使用されている可能性を否定できず、アスベスト使用の詳細については、専門調査機関による調査を要する。また、解体時には、アスベスト処理費用等も考慮する必要がある。 ＊①全体的に老朽化・劣化が進行し、汚損、破損箇所が多数見られた。②DK、廊下、各居室に大量の荷物やペットボトルが多く見られた。③令和6年に所有者の兄弟が遺体で発見された2階の和室は、大量のペットボトルで床の状態を確認できず、また、天井が雨漏りにより、破損し一部抜けていた。④各居室共に、歩行による沈みがあり、床下材の腐食が想定された。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1(土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件番号	更地価格		地 積(㎡)	建付減価	建付地価格(円)
	標準画地価格(円/㎡) ア	個別格差 イ	ウ	エ	オ
1	172,000	× 0.65	×136.85	×0.90	= 13,770,000円

＊総額(円)については、万円未満四捨五入とした。ただし、1万円未満の評価額については、全て1万円とする(以下同様)。

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。 なお、標準画地は、近隣において、土地の概況(間口、奥行、規模等)及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

公示地 八王子 - 119

公示価格	時点修正	標準化補正	地域格差	規準価格(更地)
158,000円/㎡ × 101	/ 100 × 100	/ 101 × 100	/ 92	= 172,000円/㎡

(上三桁未満四捨五入)

時 点 修 正 ： 令和8年1月1日 から評価日までの推定変動率である。

標準化補正 ： 公示地の個別的要因(接道方位：北西＋1)を考慮して補正を施した。

地 域 格 差 ： 公示地の所在する地域と対象地域を、交通・接近条件、街路条件、環境条件及び行政的条件を総合的に比較検討して査定した。

イ 個 別 格 差 ： 個別格差率を以下のとおり査定した。(小数第3位を四捨五入)

・形状(路地状部分の幅が約2mである袋地)▲20
・高さ約2.6mの擁壁を含む▲10 ・北東側で孕んでいる隣地の擁壁に面する▲2
・行止り街路に面する▲4 ・ 前面私道の共有持分等が無い▲1
・高架式の線路敷きに面する(騒音・振動による影響)▲3
【相乗積】 (1－0.20) × (1－0.10) × (1－0.02)
× (1－0.04)× (1－0.01) × (1－0.03) = 0.65

ウ 地 積 ： 登記数量による。

エ 建 付 減 価 ： 敷地と建物の最有効使用との関連等を考慮して建付減価率を判定した。

② 物件2(建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件番号	再調達原価(円／㎡) ア	現況延床面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物価格(円) エ
2	180,000	× 94.19	× 0.03	＝ 510,000円

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記数量を基とした床面積を採用した。

ウ 現価率

・ 新築後約47年を経過していること、外部・内部の保守管理の状況等から、経済的残存耐用年数は満了しているものと判断し、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用した3%の残価率を、現価率として建物価格を判定した。

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物についてはその土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ウ
1	13,770,000	× 0.70	法定地上権	＝ 9,640,000円

ア　建付地価格：前記1①オ
イ　売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質、地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格(円) ア	土地利用権等価格の控除及び加算(円) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額(円)
1	13,770,000	－ 9,640,000		× 0.50	× 0.80	＝ 1,650,000円
2	510,000	＋ 9,640,000	× 1.0	× 0.50	× 0.80	＝ 4,060,000円
					一括価格(合計)	＝ 5,710,000円

ア　基礎となる価格：前記1
イ　土地利用権等価格：前記2①ウ
ウ　占有減価修正：必要無し。
エ　市場性修正：①本土地の路地状部分が約2mである旗竿地であること②本土地に、構造安全面で不安定性等が見られる擁壁部分を含むこと③本建物内で所有者の兄が一定期間、孤立死の状態にあったこと④買受人による本建物の解体費用等の負担を考慮することから、市場流通性が低いものと判断し、一般市場性修正を▲50%施した。
オ　競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正を行った。

第6 参考価格資料

■ 地価公示地　　（価格時点：令和8年1月1日 ）

番　　号	八王子 － 119
所在・地番（住居表示）	八王子市長沼町1202番34
価　　格	158,000円/㎡
地　　積	153㎡
交通施設との接近状況	北野駅 600m
供給処理施設	ガス 水道 下水
接面街路	北西側 4.3m 市道
法令上の制限	第1種低層住居専用地域（40% 80%）
周辺土地の利用状況	中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

第7 附属資料の表示

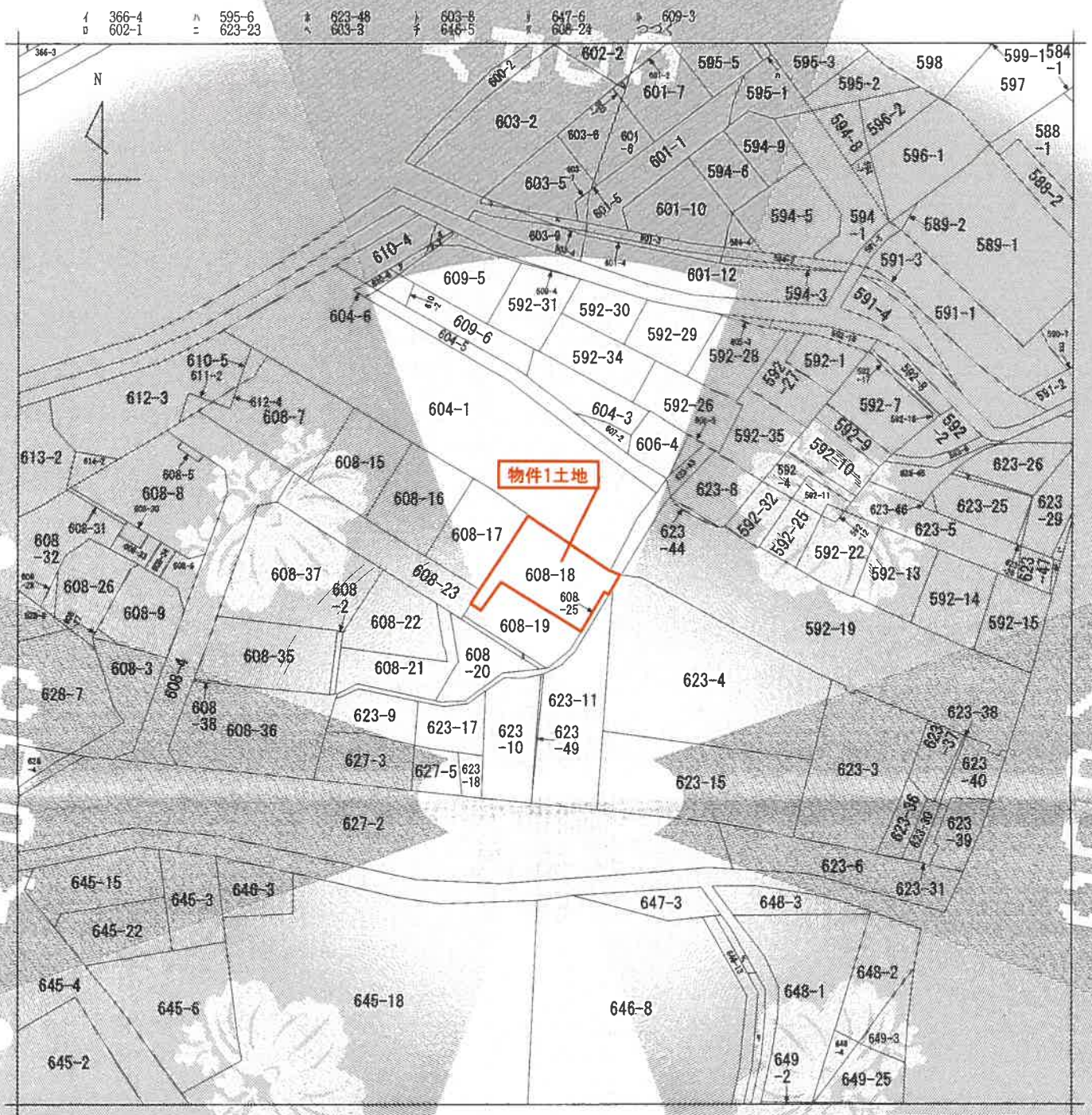
位置図
公図写
地積測量図写
建物図面・各階平面図写

以　　上

位　置　図



株式会社昭文社　都市地図より複製



(注) 地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求部分	所在	八王子市打越町				地番	608番18		
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日(原図)			補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(東京法務局八王子支局管轄)

令和8年3月16日

東京法務局府中支局

登記官 [redacted]

請求番号：26-1

(1/2)

A3をA4に縮小

ヲ　609-7
ワ　609-8
カヨ　610-7
ヨ　590-4
タ　623-27

COPY

請求番号：26-1
(2/2)

登記年月日：昭和54年9月14日

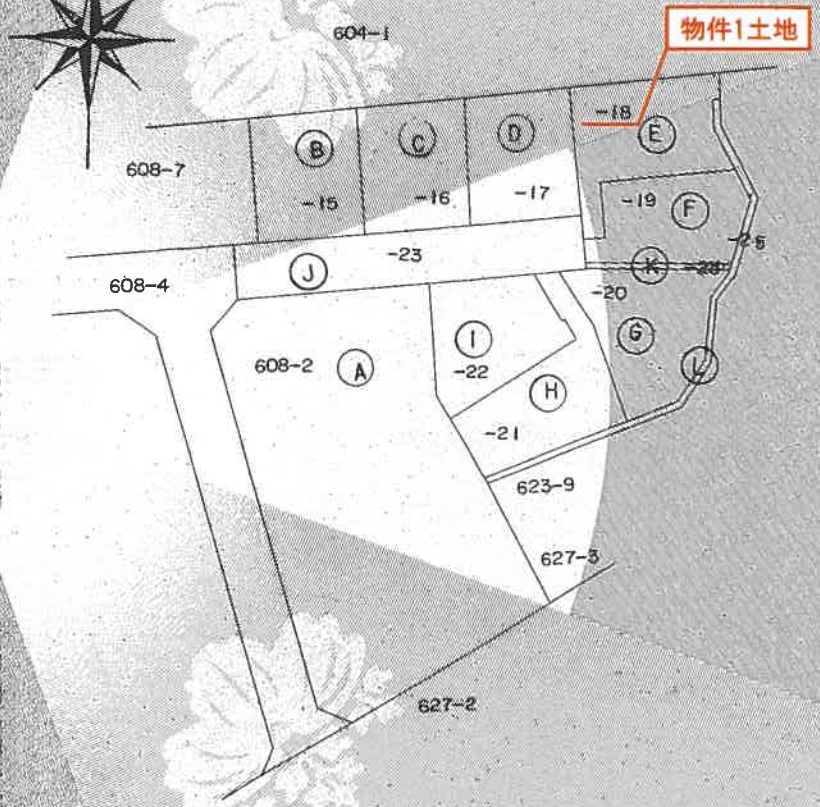
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（東京法務局八王子支局管轄）
令和8年3月16日　東京法務局府中支局
登記官 [redacted]

(地) 608-2

地番	608-15、-16、-17、-18、-19、-20、-21、-22、-23、-24、-25
土地の所在	東京都八王子市打越町

608-2 全体
土地現在図

1/3



413458

作製者	土地家屋調査士 [redacted]	昭和54年 8月20日作製	申請人 [redacted]	縮尺	1/500

昭和五拾四年九月拾四日

請求番号：26-2

(1/3)

-10-
A3をA4に縮小

登記年月日：昭和54年9月14日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（東京法務局八王子支局管轄）
令和8年3月16日　東京法務局府中支局
登記官 [redacted]

COPY

(旧) 608-2　← 608-2

地番	608-15, -16, -17, -18, -19, -20, -21, -22, -23, -24, -25
土地の所在	東京都八王子市打越町

地積測量図

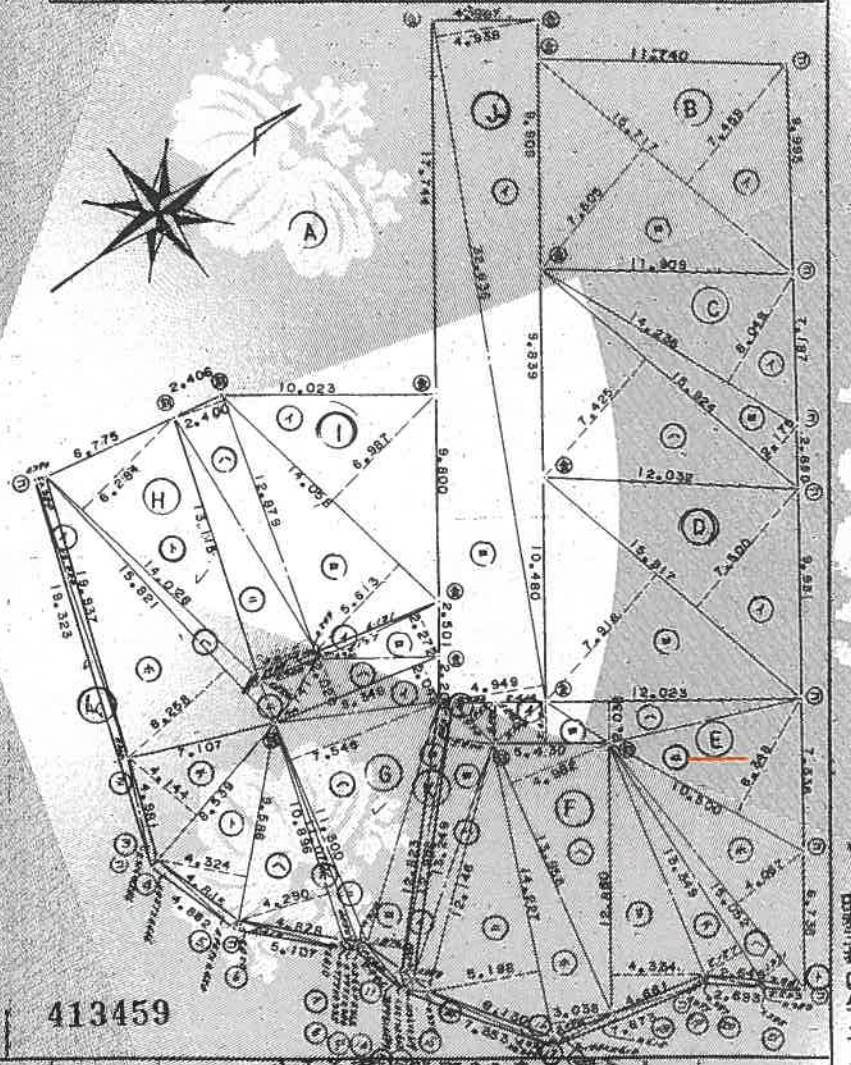
2/3

計算書

No.	底辺	高サ	倍面積	面積
		B	608-15	
(イ)	15.717	7.458	117.217386	
(ロ)	15.717	7.506	117.956085	
合計			235.173471	117.5867㎡
		C	608-16	
(イ)	14.235	6.049	86.107515	
(ロ)	15.924	2.175	34.634700	
(ハ)	15.924	7.425	118.235700	
合計			238.977915	119.4889㎡
		D	608-17	
(イ)	15.917	7.500	119.377500	
(ロ)	15.917	7.918	125.998972	
合計			245.376472	122.6882㎡
		E	608-18	
(イ)	3.194	1.508	4.816552	
(ロ)	5.430	2.010	10.914300	
(ハ)	12.023	2.036	24.478828	
(ニ)	10.500	6.348	66.654000	
(ホ)	15.052	4.067	61.216484	
(ヘ)	15.052	1.371	20.636292	
(ト)	2.241	0.383	0.858303	
(チ)	13.349	2.127	28.393523	
(リ)	12.860	4.324	55.736240	
合計			273.705822	136.8516㎡
		F	608-19	
(イ)	2.770	1.443	3.997110	
(ロ)	13.249	2.200	29.147800	
(ハ)	13.146	0.823	10.785648	
(ニ)	14.227	5.198	73.951946	
(ホ)	14.227	3.038	43.221626	
(ヘ)	13.852	4.282	59.338756	
合計			230.642886	115.3214㎡

物件1土地

境界点	境界標の種類
㋑	石　杭
㋺	金　属　標
㋩	コンクリート杭
㋥	鋲（　　）



413459

作製者	土地家屋調査 [redacted]	昭和54年 8月20日作製	申請人 [redacted]	縮尺	1/250

A3をA4に縮小

登記年月日：昭和54年9月21日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（東京法務局八王子支局管轄）
令和8年3月16日　東京法務局府中支局
登記官 [redacted]

各階平面図

家屋番号	608 － 18
建物の所在	八王子市打越町 608 番地18

建物図面 各階平面図

壱階

床面積
イ 1.818 × 2.727 = 4.9576
ロ 9.999 × 4.545 = 45.4439
50.4015 ㎡

弐階

床面積
イ 1.818 × 3.636 = 6.6102
ロ 8.181 × 4.545 = 37.1826
43.7928 ㎡

物件2建物

013059

作製者 [redacted]　昭和54年8月23日作製

縮尺 1/250

申請人 [redacted]

縮尺 1/500

（長楕納）

554921

請求番号：26-3

A3をA4に縮小